

平成21年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等 入学希望者募集要項

平成20年9月1日
京都府教育委員会
京都府立特別支援学校

平成21年度京都府立特別支援学校幼稚部及び高等部等入学希望者（以下「志願者」という。）の募集を次のとおり行います。

1 募集する学校の部科等及び募集定員

別表1のとおりとする。

2 通学区域等

就学すべき特別支援学校は就学希望者の保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくは成年後見人をいう。以下同じ。）の住所の存する通学区域等の特別支援学校とし、通学区域等は別表2のとおりとする。

3 志願者の資格

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の障害のある者で、かつ保護者の住所が府の区域内にあり（4により京都府教育委員会の許可を受けた者を含む。）、次の各号の部科ごとのすべての要件に該当するものとする。

(1) 幼稚部

平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた幼児で通学可能な者

(2) 高等部（城陽養護学校を除く。）

中学部若しくは中学校を平成21年3月に卒業予定の者又は平成20年3月以前に卒業した者

(3) 高等部（城陽養護学校）

ア 普通科（基礎教育系）

中学部若しくは中学校を平成21年3月に卒業予定の者又は平成20年3月以前に卒業した者で、独立行政法人国立病院機構南京都病院に入院加療する重症心身障害のもの

イ 普通科（職業教育系）

(ア) 中学校を平成21年3月に卒業予定の者で、知的障害の程度が軽度のもの

(イ) 公共交通機関を利用して、自力で通学可能な者

(ウ) 保護者の住所が山城教育局の所管区域内にある者

(4) 高等部専攻科・高等部専攻科研究部

盲学校長が別に定める要件に該当する者

4 保護者の住所が別表2の通学区域外にある者

(1) 志願できる者

保護者（志願者が成年の場合にあっては本人、以下4において同じ。）の住所が別表2の通学区域外にあって特別の事情がある志願者で京都府教育委員会教育長の許可を受けた者

(2) 手続方法

ア 京都府立学校入学志願許可申請書（第2号様式）を保護者の住所の存する都道府県教育委員会（京都府内においては住所の存する市町村教育委員会）を經由して京都府教育委員会教育長へ提出するものとする。

イ 住所の存する都道府県教育委員会（京都府内においては住所の存する市町村教育委員会）は、入学志願依頼（第1号様式）に京都府立学校入学志願許可申請書（第2号様式）を添えて、京都府教育庁指導部特別支援教育課へ提出するものとする。

ウ 京都府教育委員会教育長は、志願を許可した場合、保護者あて許可書を交付する。

(3) 書類の提出期限

ア 盲学校及び聾学校

平成21年1月23日（金）

イ 特別支援学校（盲学校及び聾学校を除く。）

平成20年12月5日（金）

5 出願の手続

(1) 提出書類

ア 幼稚部入学希望者

(ア) 入学願書（幼稚部）

(イ) 京都府立特別支援学校幼稚部入学希望者調査書

(ウ) その他志願先の校長が指定する書類

(エ) 返信用封筒

封筒に保護者の住所・氏名を記入し、所要の郵便切手をはり、願書に添えて提出すること。

(オ) 保護者の住所が別表2の通学区域外にある者は、転居先住所又は生活の本拠を確認できる書類（家屋に係る売買契約書等）を提出すること。

また入学確定後、志願先校を通じて住民票記載事項証明書を京都府教育庁指導部特別支援教育課へ提出すること。

イ 高等部入学希望者

(ア) 入学願書（高等部）

(イ) 京都府立特別支援学校高等部入学希望者調査書

(ウ) 報告書

京都府立特別支援学校の高等部入学希望者は全員提出すること。

(エ) その他志願先の校長が指定する書類

(オ) 返信用封筒

封筒に保護者の住所・氏名を記入し、所要の郵便切手をはり、願書に添えて提出すること。

(カ) 聾学校の志願者は(イ)の調査書のほかに聾学校長が別に定める書類（調査書）を提出すること。

（問い合わせ先－京都府立聾学校 TEL075-461-8121）

(キ) 保護者の住所が別表2の通学区域外にある者は、転居先住所又は生活の本拠を確認できる書類（家屋に係る売買契約書等）を提出すること。

また入学確定後、志願先校を通じて住民票記載事項証明書を京都府教育庁指導部特別支援教育課へ提出すること。

ウ 高等部専攻科・高等部専攻科研究部入学希望者

盲学校長が別に定める書類（眼科診断書等）を提出すること。

（問い合わせ先－京都府立盲学校 TEL075-462-5083）

(2) 書類の提出期限

- ア 幼稚部・高等部（盲学校及び聾学校）
平成21年1月30日（金）
- イ 高等部（盲学校及び聾学校を除く。）
平成20年12月11日（木）
- ウ 高等部専攻科・高等部専攻科研究部
盲学校長が別に定めるので盲学校に直接問い合わせること。

(3) 提出先

住所の存する市町村教育委員会とする。ただし、次の場合は志願先の特別支援学校へ直接提出すること。

- ア 特別支援学校（京都府立以外のものを含む。）中学部に在籍する者が高等部に入学を希望する場合
- イ 高等部専攻科・高等部専攻科研究部に入学を希望する場合
- ウ 府外に住所がある者が入学を希望する場合

6 入学者の選考

検査、面接、調査書等により選考する。検査並びに面接の日時、場所及び方法については、志願先の校長から保護者に別途通知する。

7 選考結果の通知

志願先の校長から保護者に通知する。

8 その他

- (1) 入学料、入学考査料及び授業料は、徴収しない。
- (2) 就学奨励費の制度があり、保護者等の所得に応じて学用品費等が支給される。
- (3) 寄宿舍及びスクールバスは、次の学校に置く。
 - ア 寄宿舍を置く学校
盲学校、盲学校舞鶴分校、聾学校、聾学校舞鶴分校、向日が丘養護学校、丹波養護学校及び与謝の海養護学校
 - イ スクールバスを置く学校
盲学校、聾学校、桃山養護学校、向日が丘養護学校、南山城養護学校、丹波養護学校、中丹養護学校、舞鶴養護学校及び与謝の海養護学校
- (4) 特別支援学校長は、特別な事情がある場合には、京都府教育委員会教育長の承認を得て第二次選考を行うことができるものとする。この場合の出願の手続については別途定める。

別表1

平成21年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等
第1学年生徒等募集定員

学 校 名	部 及 び 科	学 科	募集定員	摘 要
盲 学 校	幼 稚 部		若干名	視 覚 障 害 教 育
	高 等 部	普 通 科	10 名	
		保 健 理 療 科	8 名	
		音 楽 科	8 名	
	高 等 部 専 攻 科	普 通 科	10 名	
		保 健 理 療 科	10 名	
		理 療 科	10 名	
音 楽 科		10 名		
高 等 部 専 攻 科 研 究 部	理 療 科	10 名		
盲 学 校 舞 鶴 分 校	幼 稚 部		若干名	視 覚 障 害 教 育
聾 学 校	幼 稚 部		若干名	聴 覚 障 害 教 育
	高 等 部	普 通 科	10 名	
		産 業 工 芸 科	8 名	
		デ ザ イン 科	8 名	
		色 染 科	8 名	
被 服 科	8 名			
聾 学 校 舞 鶴 分 校	幼 稚 部		若干名	聴 覚 障 害 教 育
桃 山 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育
向 日 が 丘 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	20 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
		工 芸 科	10 名	
城 陽 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	10 名	知 的 障 害 ・ 肢 体 不 自 由 教 育 (重 度 重 複 障 害 生 徒 対 象)
		基 礎 教 育 系		
		普 通 科 職 業 教 育 系	16 名	
南 山 城 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
丹 波 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
中 丹 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	20 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
舞 鶴 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	30 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育
与 謝 の 海 養 護 学 校	高 等 部	普 通 科	20 名	知 的 障 害 教 育 肢 体 不 自 由 教 育

別表2

学 校 名 等		通 学 区 域 又 は 対 象 者
盲 学 校	幼 稚 部	乙訓、山城及び南丹教育局管内 京都市
	高 等 部 等	京都府の全域
盲 学 校 舞 鶴 分 校	幼 稚 部	中丹及び丹後教育局管内
聾 学 校	幼 稚 部	乙訓、山城及び南丹教育局管内 京都市
	高 等 部	京都府の全域
聾 学 校 舞 鶴 分 校	幼 稚 部	中丹及び丹後教育局管内
桃 山 養 護 学 校	高 等 部	宇治市（平盛、西大久保小学校区を除く。） 八幡市 桃山学園 ただし、肢体不自由児を除く。
向日が丘養護学校	高 等 部	乙訓教育局管内 宇治市 八幡市 ただし、宇治市と八幡市は肢体不自由児に限る。
城 陽 養 護 学 校	高 等 部 普 通 科 基 礎 教 育 系	独立行政法人国立病院機構南京都病院重症心身 障害施設入所者
	高 等 部 普 通 科 職 業 教 育 系	山城教育局管内
南 山 城 養 護 学 校	高 等 部	城陽市 京田辺市 木津川市 久世郡、綴喜郡及び相楽郡 宇治市の平盛、西大久保小学校区（肢体不自由 児を除く。）
丹 波 養 護 学 校	高 等 部	南丹教育局管内
中 丹 養 護 学 校	高 等 部	中丹教育局管内（舞鶴市を除く。）
舞 鶴 養 護 学 校	高 等 部	舞鶴市
与謝の海養護学校	高 等 部	丹後教育局管内

第1号様式

番 号
平成 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

教育委員会教育長名

印

京都府立

学校入学志願について（依頼）

この度、本（都道府県・市町村）在住の下記生徒が、京都府立 学校
部 科への入学を希望していますので、出願が許可されるようお
願いします。

記

志願者	氏 名	
	現 住 所	
	入学後の住所（予定）	
	在学（出身）学校名	
保護者	氏 名	
	現 住 所	
	入学後の住所（予定）	
京 都 府 出 願 の 理 由		

京都府立

学校入学志願許可申請書

在学（出身）学校名
志願者氏名
保護者氏名

印

下記のとおり、京都府立 学校 部 科に出願したいので、事情審査の上、許可されますよう申請します。

平成 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

記

志願者	現住所	
	入学後の住所（予定）	
保護者	現住所	
	入学後の住所（予定）	
	緊急連絡先（電話番号）	
京都府出願の理由		

※ 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

在学（出身）学校長の証明

申し出の事情に相違なく、やむを得ないものと考えられますので、次のとおり副申します。

平成 年 月 日

学校名

校長名

印

校長所見